

予算特別委員会会議録（５）			
日 時	平成１１年１２月１７日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時５９分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、渡部副委員長、横田・松本（光）・中村・大畠・次木・武井・北野・高階・岡本・高橋 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病・監査委員各事務局長、保健所長、消防長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に武井・北野両委員を指名。資料要求の申し出を許可する。

○大島委員

10月末納期の室内水泳プール劣化診断調査の成果品の提出を願いたい。

○(社教)プール館長

室内水泳プール劣化診断調査報告書は11月中旬に建築都市部から引き継いでいる。まだ、教育長、市長等に対して説明しておらず内部的処理が完了していないため、まだ提出できない。

○大島委員

いつ頃示せる予定なのか。

○プール館長

本定例会義終了後に説明し、なるべく早目に提出したい。

○委員長

付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

○大島委員

◎肢体不自由児訓練室について

乳幼児の発達、訓練について相談件数はここ3年くらい、9、10、11年、11年は直近までどのくらいの件数があるのか。また相談日、日数についてはどうなっているのか。訓練日の訓練の内容はどうなっているのか。訓練期間はどのようになっているのか。

○児童家庭課長

訓練室の関係であるが、平成10年度の実績で在席数が35名、日平均利用人数が6.8人、平成11年12月1日の在席児童数は41名である。訓練の内容だが、保健所で行う養育相談については、担当医師の所見によりその指示に基づき個別訓練と集団訓練を交互に行っている。訓練期間であるが、養育相談医師の診察等により継続か終了か、また、個々の児童により訓練期間が異なっているので、その児童ごとに別々に訓練期間の違いは出てくる。

○保健所長

乳幼児の健診を行ったり、あるいは育児相談について医療機関から相談があった人数について、いわゆる養育相談という形で医師が診察して、その内の訓練が必要であるものについて母子訓練室で訓練してもらうことになっている。ここ3年間の訓練件数だが、延件数は平成8年が70件、平成9年80件、平成10年は90件近くになる。

○大島委員

若い母親が子供を育てるのに大変経験不足で、しかも少子化の問題があり、非常に悩んでいる中で、この相談は大変貴重なものだとして認識している。それがこの件数に表われていると思う。この乳幼児の相談で障害者の認定になったケースはあるのかどうか。

○児童家庭課長

発達相談の段階で、例えば身障者手帳等の認定になった事例は今のところない。

○大島委員

この件で大事なのは訓練士だと思う。平成8年から11年4月まで、訓練士の人員はどのようになっているのか。

○児童家庭課長

平成11年3月31日に、マッサージの資格を持った訓練士が退職し、現在、保健所の理学療法士の方に応援をいただいている。その他に、正職の保育士が1名、嘱託2名、臨時が1名の体制である。

○大島委員

訓練士になるにはどういう資格が必要か。

○児童家庭課長

肢体不自由訓練室の訓練士については、理学療法士配置の要望があり、現在、決定している。

○大島委員

訓練を受けている若い母親から5月に相談を受けたが、訓練士が足りないと訴えていた。また、今年度の計画では理学療法士を1名増員したいという予定があったが、4月には実現していない。また、新聞報道では、この9月末理学療法士の募集をしたいという記事を見た。これらについてはどのような結果になっているのか。

○児童家庭課長

第1回目9月15日に試験を行ったが、希望がなかった。11月26日に第2回目の公募を行い、これにより新年度から理学療法士の配置が内定されている。

○大島委員

来年からなのか。今年度は応募がなかったということか。

○児童家庭課長

1回目は公募がなかった。2回目に公募があり、新年度から配置が内定している。

○大島委員

近年、理学療法士は全国的に不足している。この理学療法士についてはこの1年間増員を計画したができなかった。しかし、訓練に通っている母親達は大変心配している。来年になれば解決するというが、どうなのか。美唄市ではインターネットを活用し、全国に募集し、今年の4月には勤務していると聞くが、どう認識しているか。

○総務部長

募集に当たっては問い合わせの学校等もあり、主に道内だが理学療法士養成学校に対して採用試験がある度に案内している。なお、マスコミや広報紙を通じてできるだけ幅広い範囲の中で応募いただけるよう努力してきているつもりである。

○大島委員

◎請願第9号「高島保育所の存続方について」

今保育所を取り巻く状況は変わってきている。市民要望の強いゼロ歳児保育も必要と思う。しかし、高島と赤岩を統合するに当たり、あの地域の道路事情を関係理事者は承知しているのか。特に冬期間の高島保育所前から高島小学校門前までは大変である。劣悪な除雪体制の中で、高島小学校に通う子供達は車両が来れば雪山に退避しなければ危険が防げない有様である。統合については、それらの条件がきちんと整備されるまで先送りを検討すべきと思うがどうか。

○福祉部長

通園距離が長くなることについては、通園バスの運行を提案している。また冬期間の道路の問題は保護者からの要望の中で指摘を受けており、関係部とも協議して適切な対応をしたいと考えている。

○大島委員

通園バスは将来にわたり実施する考えなのか。

○児童家庭課長

確かに保育所は家の近くにあるのが一番望ましいと思うが、現在保育所に通う1,400名の子供達全員が必ずしも家の近所に保育所がある訳ではなく、いろいろ工夫して通っている。そこで、高島地区の保護者から要望があり、現在入所している子供が卒園するまでの間の通園バスの運行を提案している。新保育所は平成13年度着工・14年度供用開始と考えているので、14・15年の2ヶ年になると考えている。

○大島委員

いずれにせよ条件整備が担保されなければ市民クラブとしては首肯しがたい。統廃合すべきではないと主張する。

○大島委員

◎ホームヘルパーの派遣について

私のところに社協からヘルパーの派遣を受けている方から1通の手紙があったが、この方は訪問訓練も受け、訪問看護も受け、市のヘルパーの世話にもなっている。多くの方々に支えられながら、自宅で療養を続けている。今年の3月に社協のヘルパーが小樽市に移管されてからいまままで受けていたサービスの低下につながっている。問題ではないのか。

手紙では、「92年に当院に多質性硬化症と診断され、これまで7回の入院を経て、重度の傷害を持ちながら在宅生活を続けている。治療方法も確立されておらず、神経難病として国の特定患者として指定されている。身体障害者手帳は1級の交付を受け、多くの福祉用具、往診、訪問看護、訪問リハビリヘルパー等の支援を受けながらやっとの思いで生活されている。今回のヘルパー派遣の事業内容の変更に際して、本人の家族が受けている苦痛に対して、抜本的に改善と誠意を持った対応を望みます」となっている。私も何回か市の関係者と会い、誠意を持った対応なのか疑問に思った。全市的にはもっといるのではないか。どのように対応するつもりなのか。

○高齢社会対策室長

難病で困っている方ということで、我々も心を痛めている。このケースは、家族の方がヘルパー派遣を受けると同時に、グリセリン浣腸等の処理を家族がしていたが、主人が非常に体調を崩した中で、当時、社協のヘルパーが肩代わりして体調の悪いときに当たってきたという経緯がある。この4月、小樽市に社協ヘルパーが移管し、家族がどうしたらよいか、当分の間様子を見ようということで、市で受けた経緯がある。非常にヘルパーの方でも不安を抱えるという中で、実は、医療機関や福祉機関のサービス調整チーム等での検討の中で、実は、委員が言った形で病院の方といろいろ話し合いをした経緯もある。そのような中で、実は、当面訪問看護ステーションの役割が非常に重要な位置を占めるということで、ヘルプ事業と訪問看護ステーションと提携しながら事に当たりたいということで申し入れさせていただいているところである。他のケースは訪問看護ステーションが任に当たっている所だが、今回のケースはそういうことで調整して、市としても医療機関と調整に当たっている。まだ、家族とは話し合いがついていない。

○大島委員

血のかよった誠意ある取り組みをしてほしい。また、現場の職員については言動に十分に注意していただきたい。同席していた私もこれが担当者なのかと思うような言動であり、是非、誤解を招くような言動は謹んでもらいたいと思うがどうか。

○(福)山岸室長

私もその場に居たが、不適切な言葉があったということで、その場でご家族の方、委員の方にもあやまったという事件があった。帰ってからも十分、それらの言葉の使い方も含めて誠意をもって当たるよう本人にも注意しているので了承いただきたい。

○大島委員

◎妙見市場の駐車場整備について

妙見市場は戦後の引き上げ者が集まり開設された長い経緯がある。しかも、妙見市場は川の上であり、昭和35、6年の台風で流されて現在の形が続いている。経済常任委員会でも妙見市場の収約との質問があり、今回も3棟を2棟に収約して駐車場を作してほしいとの請願が出ているが、市が積極的に手を貸すべきではないか。利用者が利用しやすい市場になれば客が増えるのではないか。

○中小企業センター所長

まず、集約の話があり、市としても商業振興を進める観点から市場はもちろん、また、商店街の空き店舗対策な

りの解消に向けては商業者と一体となり、いろんな話し合いを行ってきた。いわゆる空きスペースの解消方法としてそういうことも考えられるかとも思うが、現に営業している店もあり、どのような方法で解消できるか、組合の方々と検討していきたい。

○大畠委員

於古発川の改修の話が出たときに、市場部分をどうするかということで、故多賀経済部長が、札幌側の更地に市場の移転新築はどうかということで、一時、話し合いをしたこともある。いずれにしても、収約に市としても力を貸してほしい。

○大畠委員

◎外国人入浴拒否問題について

どのくらいの外国人が来ているか、特にロシア人について調査したが、平成10年1月から今年度1月から9月までで、1万9,300人、12月までで約29,000人、多数の方が訪れていた。外国人入浴問題が随分論議されていたが、この度、業界の方々と話し合いがまとまり、小樽市長山田勝磨名で、注意事項として日本語で「ようこそ小樽へ…小樽で入浴するときは、次の事柄を守ってください。」と書かれ、裏はロシア語で書かれている。市長名で出すのはいかがなものか。誤字・脱字もあり、「施設内では従業員の指示に従ってください」「指示に従わない人は小樽市に連絡し、退去していただきます」とあるが、これはどのように解釈したら良いのか。

○総務部長

まず、何故この注意書きに小樽市長名を使ったのかということだが、4～5年前から起こった問題であり、最近になって全国各地から苦情が寄せられるようになり、市としてどうすべきかということで、国際交流に係わっている団体の方々の意見を伺った。その中で整理されたのは、①『Japanese Only』の掲示ははずすべきであろう、②トラブルを起こす人の対応をしよう、という結論である。それにはどうするかということで、一番先にロシア人に接触するのは市内の船舶代理店なので、この7店全部にOKをもらい、注意事項を作成したが、誰からの注意かわからないと困るので、地方自治法第2条第3項第1号に地方公共団体の事務として「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。」となっており、これを注意するのは小樽市長であるのが望ましい形ではないかとの判断でそうした。2点目の誤字、脱字等については、ロシア人で長く小樽に住んでいる方に、日本人側に立ってのロシア語解釈をしてもらった。今、チェックをしているので、望ましい形となれば、改めてパンフレットを作成する。また、小樽市に連絡して云々とあるが、結局、施設側の方が困ったのは、酔ったときに風呂の中で大声を出したり、騒いだりすることである。行政側の手立てとしては、部長、主幹、主査の携帯電話を24時間開放している。トラブルになったときには、その間の時間稼ぎの文章である。

○大畠委員

今、検討しているものができ次第、刷り直して配布するとのことだが、今配布しているものの残りは回収するのか。また、指示に従わない外国人に対する対応の担当は、総務部の3人ということか。

○総務部長

1人2人の意見ではまずいので、いろいろな外国人の方々に相談している。その中で、一番良いものを作成し、古いものは回収する。対応は既に12月9日から始まっており、我々3名で、とりあえずは24時間体制で対応していきたい。

○大畠委員

◎防空壕の管理について

戦時中、高島岬からうまやにかけての崖には防空壕があった。先日、用地を取得した方が測量したら、ぽっかりと大きな口を開いた防空壕があったとのことで、3～4日前に私も現場を見てきたが、これはかなり大きな入口であり、3分の1位は崖が崩れてしまっている。しかしトンネルの中をのぞくと、見える範囲内で岩盤を支える角材

がずっと続いている。穴から風がくるので、向う側にも穴があるのではないかとこのことで、先日土木部から資料をもらった。この防空壕は入口が2箇所あって、岬を横切る形である。これは処理が済んでいるとのことだが、実際問題として私がのぞいた穴は入口に手をかけた様子がないが、どのように理解しているのか。

○(土木)建設課長

昭和49年から昭和58年にかけて市内の40箇所の防空壕防災対策を行ったという記録があり、その中の1箇所であるが、何年にやったのか記録は残っていない。したがって、当時入口を閉塞する等の措置がとられていたものと思うが、現在の状況については我々も把握していなかった。

○大畠委員

ここには近年団地ができています。今、この入口については、大きな敷地内のところであるので、道路に面してはいるが、中々自由に出入りはできない。しかしながら、近くに団地があって危険であり、また、切り立った崖の周辺が崩れている。何らかの対策を講じてほしいがどうか。

○(土木)建設課長

防空壕の入口については閉鎖するなどの必要な手立てを図らなければならない。崖の問題については、合わせて調査し、どのような対策が可能か検討したい。

題については、合わせて調査し、どのような対策が可能か検討したい。

○横田委員

◎ごみの減量化について

ごみの減量化については、行政の努力とともに、市民が高い意識をもってごみを出さないようにしてもらうことが大事である。家庭用ゴミの大部分を占める生ゴミの処理のために、家庭用のコンポスト等の生ゴミ処理機があるが、これに対する市の助成金額と利用状況を示せ。

○(環境)品田主幹

助成金は一世帯あたり、屋外用1個につき2,500円、屋内用は一世帯当たり2個までで1個につき1,000円である。この助成は平成5年度から開始しており、10年度末で3,026個助成している。今年度については、12月当初段階で交付決定しているのは3,181件であり、トータル3,300件程になっている。

○横田委員

生ゴミ処理機は安くて5万円、高いと10数万円だが、これに対する助成が、2,500円では低額すぎないのか。

○(環)品田主幹

それは電動式の話と思うが、その助成は行っていない。

○横田委員

1個5,000円程度で売っている単に入れるだけのものか。

○(環)品田主幹

家庭用の屋内、屋外用のものであり、価格的には4,000円から6,000円のものかと思っている。

○横田委員

他都市の例で、上限が5万円位補助、割合も3分の2までという所もある。ただ、入れるだけでは冬期間は使い物にならない。電動式、バイオ方式のものは、家庭系ゴミの処理に効果があるのかと思う。市長も買い求めたようだがいかがか。

○市長

生ゴミの乾燥機を購入した。庭なり、畑の肥料にしている。購入額5万円前後したのかと思う。

○横田委員

今後、電動式に対する補助を行う考えはないか。

○(環境)品田主幹

ここ数年の中で相当機種が出回っており、今後、機能面や利用面でいろいろ技術開発がされ、購入しやすい価格になるのではと考えており、市としては道内都市の助成状況を見ながら、取り組みを研究したいと考えている。

○横田委員

本市が目標とするゴミ減量化につながっていくと思う。是非、検討願いたい。

市民の一日のゴミ排出量は昨年と比較してどうか。

○(環境)管理課長

家庭系一般廃棄物の一人当たりの排出量だが、平成10年度実績で873g、平成6年度857g、平成2年度837gという傾向であり、少しずつ増量している。

○横田委員

例えば、一日一人20gから30g減らそうというキャンペーンをして、市民のゴミの減量化に対する高い意識付けをしてはどうか。減量化に向けて、市庁舎が見本にならないといけない。コピー用紙、トイレットペーパーなどで再生紙の利用、庁舎内の各部署でビン・缶の分別・資源化、建設残土や廃材の再利用等、具体方法を示せ。

○(総務)総務課長

庁舎自身から出るゴミということになると、他から送られてくるいろいろな刊行物、行政で自ら発生せしめるいろいろな紙類、ビン、缶などで、外から来る物については市自身として制御することは難しい。行政事務から発生するものではできるだけ再生紙の活用を図り、広報紙やごみ広報は再生紙を活用している。指定物品についてはコピー用紙や封筒は再生紙、文房具についても再生資源で作られた製品等をできるだけ活用する努力をしている。なお、缶やビンについては市の行政事務から出るものではないはずだが、これは職員や来庁される方から出てくるので、できる限りビン、缶はスチール缶とアルミ缶に分けるという形で処理を進めており、全面的に行き渡っていない部分もあるが、それらについてはできるだけ啓発を進めていきたい。新聞やコピー用紙については、古紙回収という形で定期的にまとめて出しており、溶解物についてもそのような処理をしている。できる限り省資源として間接的に効果のあがるような対策を今後も進めていかなければならない。

○横田委員

直接庁舎から出るゴミとして、食堂の生ゴミの取扱い・処理を示せ。

○(総務)総務課長

直接把握していないが、事業所として、市と係わりのない部分のゴミとされている。

○横田委員

生ゴミはもちろんだが割箸もゴミとして当然出ている。ゴミを減らそうというのであれば、割箸をなるべく使わないという方向で、自分で箸を箸箱に入れて持ってくるのも良いと考える。これが市民に浸透すればゴミはまだまだ減量となると思うがどうか。

○総務部長

同感である。身の回りからやっていって輪を大きく広げていく。提言の食堂の箸の件は竹箸に変えて洗って使う方向もあると思うので、改善に向けて検討したい。

○横田委員

箸を持ってくることは、そんなに難しいとは思わない。使い終わったら自分で洗う。その辺も思いきってやっても良いと考える。

の辺も思いきってやっても良いと考える。

○中村委員

◎高島・赤岩保育所の統合新築について

核家族化・少子化傾向・出生率の低下・児童数の減少が進んでいるが、働く女性の増加等で保育所入所希望者が増加している。また、待機児童も多いと聞く。高島・赤岩保育所の新築統合はかねてからの懸案事項であったが、21世紀プラン実施計画やエンゼルプランの中ではどのように位置付けられているのか。

○児童家庭課長

働く女性の増加等により保育の需要が高まっていることから、老朽化した施設を整備し保育環境の改善や、市民要望の高いゼロ歳児保育や産休明け保育の実施等、多様な保育ニーズに対応するための統合新築と位置付けている。

○中村委員

新保育所の定員は何名か。

○児童家庭課長

現在、高島45名・赤岩60名だが、今後ゼロ歳児保育の実施等も考慮して110名と考えている。

○中村委員

ゼロ歳児保育の需要動向の見込みはどうか。

○児童家庭課長

例年待機児童が最も発生する12月1日現在の入所状況を見ると、平成8年が79名、9年が102名、10年が106名、11年が109名であり、今後もこの傾向は続くと考える。

○中村委員

統合新築に関してこれまで保護者と3回の話し合いの場を持ったと聞くが、どのような意見・要望があったのか。

○児童家庭課長

主に、地域から保育所がなくなることへの反対と、赤岩地区に建設予定の新保育所に通うのは困難のため通園バス運行の要望があった。

○中村委員

そうした要望にどう対応しようと考えているのか。

○児童家庭課長

地域からなくなるという心情は理解できるが、両保育所の老朽化の現状やゼロ歳児保育の市民要望の高さを説明し、理解を願った。また、バス運行については現在通園している子供達が卒園するまでの運行を提案している。

○中村委員

高島は昭和32年5月築で556㎡、赤岩は昭和38年12月築で991㎡であり、現在地での建替えは非常に難しく、また、これを機会に様々なニーズに対応するためにも統合新築は必要と考える。今後の土地の手当てや利用者への対応等、市の方向性を示せ。また、新たに確保する土地は何㎡であるのか。

○福祉部長

土地の確保については、12年度当初予算への計上を考えており、約2,500㎡ある。また、利用者への対応は話し合いを継続し理解を得られるよう努めていきたい。

○中村委員

現在の老朽施設のままだでは子供達や職員のためにもどうかと思う。全市的に1,400名の子供達が皆工夫しながらあるいは我慢しながら保育所に通っており、今後とも利用者と話し合いをして、冬期間の道路のこと等も考慮に入れながら、鋭意実現に向けて努力してほしい。

しい。

○委員長

12月15日開催の当委員会における体育施設整備に係わる北野委員の質問に対して発言の申出があるので、これを許可する。

○社会教育部長

一昨日の予算特別委員会において、体育施設の整備に係わっての北野委員の質問について訂正を含め、改めて答弁する。まず、総合運動公園構想による施設の整備は既に断念したところである。今後は既存施設の整備を中心に、体育施設の整備拡充に取り組むこととしている。なお、サッカー、ラグビー場については、先日、望洋台地区にジャンプ台の駐車場があるので有効利用が可能であることから、別の位置に求めていきたいと答弁したところであるが、真意としては教育委員会としては、まだ決定した段階ではなく、候補地の一つに含めて検討中であるとの趣旨で答弁しているので理解願いたい。

○北野委員

総合運動公園構想にもられた施設というのは必要だから構想の中に盛ったということは議論の余地のないことである。サッカー、ラグビー場については、望洋台も候補地の一つである、当初の構想にあった陸上競技場は手宮の大改修をもってこれに代えるという説明であったが、説明のなかった野球場、屋内体育館、テニス場については今後はどのように対応していくのか。

○社会教育部長

野球場については、現在の花園公園の野球場が平成4年から7年まで改修しており、今後ともここを使っていきたい。テニス場は、からまつ、入船などがあり、当面はそれらを使っていきたい。体育館は花園公園にあり当分の間これを使っていこうと考えている。

○北野委員

総合運動公園構想の中で指摘した施設については、必要がないのに絵に描いたというだけの話なのか。現有施設で対応できるのであればそうすれば良く、莫大な金をかけてあえてコンサルに委託発注する必要はなかったという疑問がある。また、テニス場は全天候型になっているが、今の花園や入船は全天候にしていけるのか。

○社会教育部長

当時は、いろいろな状況の中で、できれば集約していきたいということで、総合運動公園構想ができたと考えている。その後の財政状況もあり、構想は断念し、現施設の有効活用に努めていく考えである。なお、入船や花園については確かに全天候型になっていないが、今後どうするのかもう少し検討していきたいと考えている。

○北野委員

市街地にあるそれらの施設は便利も良いから有効活用を図るということで、望洋台に持っていくというのは当時は念頭になかったのではないかと。新たに、このような立派なものを作るということだけの話ではなかったのか。構想がつぶれてからあわててこういうことを言い出している。今後、これらについてどうするのか改めて熟慮した上の検討結果を発表することを希望する。

○北野委員

◎高島・赤岩保育所問題について

保護者の要望の中には廃止してほしいとは一言もない。通園バス運行は市側が言い出した話であり、一部の父母が検討するようなことを言っていると言うが、それは市側の誘導である。統合に反対意見があるにもかかわらず、来年度土地購入の予算を盛るということは、一方で話し合いながら一方で地元の意向を無視するという態度であり信義にもとると思うがどうか。

○福祉部長

通園バスについては、1回目の話し合いのときに出てきたものと理解しており、我々の真意を理解していただけるよう引き続き努力したい。また、1年間延期したのは着工やオープンを延期して、その間に理解を得られるよう努力したいということである。

○北野委員

1年かけて理解を得られなかった場合は市の構想を断念するということか。21世紀プランその他に統合問題は出ているが、新市長は2定の我が党の代質に答え「これらの問題は地元合意が得られなければ難しい」と明言している。これが新市長の公式見解であるから、そのルール上で事を処理しなければならないと思う。答弁をずるずると後退させ、以前の方針に固執するなどということは認め難い。

統合の理由に、施設の老朽化、ゼロ歳児保育・産休明け保育の強い要望があるというがだから何故高島を廃止しなければならないのか。土地が狭ければ現地域で土地を求めて改善すればよく、これらの理由は理由にならない。統合の理由とするのは何故なのか。

○児童家庭課長

現実に老朽化しており保育環境の改善を図っていききたいというのが一つと、ゼロ歳児保育や産休明け保育の需要が現実を高まっているので、そうした機能強化を図る意味の統合新築である。また、これに当たり部内に検討部会をつくり高島・赤岩地区の土地について調査しているが、土地が急勾配で適地が見つからないという状況もあり、現在の土地の確保を予定しているところである。

○北野委員

中村委員は最後に「実現に向けて努力してほしい」と言った。流れからすれば高島と赤岩を合併して高島を廃止することに取り組んでほしいと受け取るのが当然と思うが、主語を言っていないので、私はこれを敢えて「保育所を新しくするために取り組んでほしい」と善意に解釈する。ゼロ歳児保育その他の要望については高島保育所を新築すればいくらかでも実現できる。統合しなければ実現できない訳ではない。

でも実現できる。統合しなければ実現できない訳ではない。

○高階委員

◎高島・赤岩保育所問題について

中村委員も「今後とも利用者と話し合いをしてほしい」と質問を結んでいる。市長も選挙後、北野委員の質問に答弁してきた。それが発展していくかと思えば、聞くたびに答弁が後退し、しまいには今回の代表質問に対しては計画どおり進めると言う。市長はこれまで答弁してきたことに対してどう考えているのか。保護者との関係で了解が得られたのか尋ねると、理解してもらうことを願っていると言う。しかし、集めるたびに署名は多くなる。これでは保護者がわかったことにはなっていない。このことをきちんと踏まえた上で対処してもらいたい。1年遅らせたことについては、3定で補正を組むところを住民と話し合うということで1年間猶予とした。ところが、年度当初に計画どおり進めるために予算に盛るとするのは如何か。

○市長

2つの保育所の統合問題については、保護者とよく話し合いをするようにと指示して3回ほど行ったということだが、さらに話し合いを続けていきたい。施設が老朽化しており早く建て替えなければ施設自体に問題が生じかねないということもあり、また、土地を急に探し出すことは難しい。更に、新築の1年前には道との協議が必要であり、長引けば長引くほど遅れてしまうことになり、これから鋭意、保護者の皆さんと話し合いを続け、良い方向に持っていきたい。

○高階委員

◎景気対策について

今の景気の現状をどう見るのか。景気回復のきざしが見られない理由は何か。国が10年にもわたり、今度の第2次補正予算も含め景気対策を行ってもさっぱり効果がない。税金をモルヒネのようにつぎ込んでいるが、これではますます日本経済はボロボロになってしまう。これらを懸念するがどうか。

○商工課長

景気についてのコメントは、現在金融機関や公官庁なりいろんなシンクタンクで出されている。先日、経済企画

庁の調査局で出したコメントの中では、景気は最悪期を過ぎたという判断で書いており、景気は緩やかな回復軌道に乗りはじめ、生産の増加を背景に若干の明るさが見えてきていると言っている。非常にアバウトに言えば企業部門に一定の明るさが出てきているが、一方で個人消費の部分では足踏み状態で、まだちょっと自立的な回復は見られないという言い方がされているところである。このような景気対策の関係では、一つはバブル崩壊以降の92年頃から既に8回位の総合経済対策を組んでいるが、基本的には公共事業の前倒し、あるいは補正予算等の中で公共投資を中心に行ってきた。もちろんそれは一定の効果があつた訳だが、昨今言われているのは、必ずしもこれが景気対策には中々つながらないとの批判があるものの、現実には常に景気を下支えする効果があるのは事実である。これがなければ、また大変な状態である。そのような意味では現在出されている国の新生対策も、従来のような形よりも、プラスアルファで将来に向けた施策、21世紀の経済社会のための施策ということで中小企業対策等を中心に、あるいは雇用対策、ベンチャー対策、あるいは新たな環境や情報化等の対策も含んでおり、一つは従来と違った枠組みの対策として出されているのかと思う。ただ、一般的に雇用と消費に国民は不安を持っていると言われているので、雇用や消費の問題に中々結びついていないのが現状だと思う。特に、完全失業率の関係からいって、雇用不安があり、そのことがまた個人消費を冷え込ませている中で、さらに景気が後退するという悪循環が続いていると思う。先般補正予算が成立した経済新生対策がさらに効果を発揮する中で、少し時間はかかると思うが従来型の危機的状況を脱するための再生という意味ではなく、新しいスタンスでの対策が力を発揮していくことに期待をしながら見ているところである。

○高階委員

公共投資、公共事業のGNPに占める割合はどの程度として押さえているのか。個人消費が冷え込んだというが、割合としてどの位として見ているのか。

○商工課長

申し訳ないが、すぐに出る資料はない。

○高階委員

公共事業については、20～30%程度だと思うので、ここに税金をつぎ込んでいっても、全体でいうと非常に限られている。我々共産党はむしろGNPの60%を占める個人消費対策に力を注ぐべきではないのかと言っているが、現実にはなかなかそうはならない。小樽の場合、マイカル効果はどうであったのか。この事業を始めたときに、当時の謳い文句として前新谷市長は小樽活性化の起爆剤だと言っており、新山田市長が市長になりたての頃も少しはそのようなことも言っていたと思うが、先日の代表質問では、かなりトーンダウンし、考え方が変わったように感じた。現実にはいろいろな開発フレームが出され、集客はだいたい目標どおりだが、物がさっぱり売れない、雇用も伸びない、人口も5,000人増えるというがそうはならない。これはもう特効薬や起爆剤とは言えなくなったと思う。市長は「築港の再開発だけが小樽活性化のためではない」、「特効薬ではない」と答弁しているが、方向転換をしたのか。

○市長

確かにマイカルのできる前は相当期待感があつたと思うが、現実的に数字で表れているものから見ると、確かに人は来ているが、売上には直接結びついていないという状況もある。またマイカルへ来た人の中心市街地への回遊も当初の見込よりは少なかったようである。そのような状況もあり、確かに全体的に見れば底上げにはなっていると思うが、個々を見ると一部バラ付きがあり、全体の底上げではないと言えるので、そのように答えたつもりであるが、一つの核としてまだまだ発展の要素という部分もあるので、それも見据え、地場産業振興会議等の意見も聞きながら全体の経済の活性化に結び付けていきたい。

○高階委員

今度の補正予算でも平磯線の見直し等が出ており予算が減額され、市債が減り一般財源が減るという動きがあち

ここにあり、減債基金に5,200万～300万バックされている。そのように見直したというのであればそれを来年4月から始まる介護保険の特養の問題に振り向ける、あるいは妙見市場の話もあったが地元商店街の活性化に振り向けるべきではないのか。また、関連して、財政が大変だから行革を進めるとのことです100名近く職員が減らしているが、今進めている景気回復と相入れないのではないかと。ブレーキとアクセルを両方踏んでいるような形で、結局効果が上がらないのではないかと。人勤の論議に関しても、2億6,000万も減ってしまうとなれば、これは国の失政である。その失敗を改めさせるのではなく、国が言うのだからそれに従うという、市の失政の責任を一般の市民や市の職員に押し付ける結果になっている。日本福祉大学の森先生が小樽に来て公演したことがあるが、市民が街に出て100万円を使った場合どれだけ経済効果あるかということ、1年間に48回100万円が回るようになるが、その48回の全部を100%と見なくとも、仮に半分としても100万円が2,400万円の経済効果をもたらす。これは地域経済の専門家が実際に現地に入って調べた結果である。2億6,000万が24回回るとすると60数億になる。そのくらいの経済効果があるのだから国が先頭になって取り組むべきであるが、とにかく財政が苦しいから市もただそれに従うだけでは、景気回復は図れない。公共事業のあり方も、経済効果、雇用効果の大きな方に大きく切り変えることが今望まれるが、どう考えるか。

○市長

戦後のいろいろなシステム等が今、大幅に変わってきている中で、従来と同じようなやり方で行政を進めていける時代ではなく、財源を求めるにしても、厳しい状況の中で行革等一定のものは進めなければ住民対応ができない。住民ニーズに答えるためにやはり見直すものは見直し、従来の考えを変えるものは変えていく必要がある。やはり、事業を進めることがこれからの行政に求められるものと思う。景気の問題については平磯線等も含め見直しをした中で、その財源をどう使うかは今後議論されると思うが、とりあえずは減債基金を取り崩しており、来年度以降の対応も必要になるので、浮いたからすぐに使うのではなく、全体の中で進めていかなければならないだろうと思う。ただ、景気の問題については、小樽市だけが何かすれば良くなるということでもないと思うが、国や道のいろいろな政策を見ながら小樽市として取り得る対応策も、市の財政を見ながら進めていくべきと思っている。

○高階委員

石狩湾新港には毎年一般財源で5億円近くからつぎ込んでおり、あおりをくらって全て持っていわれている。また、望洋パークタウンの3期工事をやっているが、あの山の上で工事を進めていって、人が住み着いて人口が増えることになるのか。道路等は全て三菱地所ですると思うが、出来上がった道路その他の維持管理は市に来るので、その除雪はどうするのかという問題もある。港の2期工事として中央地区を改修しているが、これもマイナス14mのバースを掘る、埋め立てて一枚ものにしようというが、これは直ちに売りさばかれるという状況ではない。船で運ぶ荷物は減っており、岩内と直江津を結ぶフェリーは廃止ということで、町長を先頭にして超党派でお願いに行っているが、採算がとれなくてももうやめたいと言っている以上、港にどんどんお金をつぎ込むことも考えなければならない。そう考えていくと4年間かかって53億円浮かすというのと桁の違うようなお金がかかる事業があるので、やはり今のこのような時勢で切り替える必要があると思うがどうか。

○市長

主張が違うのでなかなか意見が合わないが、事業として見直すものは見直さなければならないと思っている。港の問題についても、貨物の誘致については官民挙げて取り組みたいと考えている。民も一生懸命取り組んでいるので、長い目で見ていただきたいと思う。

○高階委員

◎財政再建計画について

今度の補正予算も、新年度予算も結局は市債に頼らざるを得ない。新年度に向けても市債は増えるだろう、あるいは減債基金も取り崩さなければ新年度予算も組めないのではないかとこのような促え方である。このような状況

の中で、財政再建の計画を明らかにするといって議会でも答弁しているが、見通しは立つのか。

○財政部長

現在、各課から新年度予算要求が出てきて、今後編成作業に入っていくが、従来から小樽市の財政は自主財源が少なく、交付税や補助金起債等に頼らざるを得ない弱い財政体質がある。そのような中で、何とか将来に向けて健全化計画を立て、収支均衡が図られる財政運営をしていかなければならないので、事業の見直し等も含め、単年度収支が図られるような取り組みをしていきたいと考えている。

○高階委員

自主財源に関連して、固定資産税について、新聞では、自民党の税調等で税制改革のアウトラインが出ている。これがすぐそのまま政府案とはならないのかと思うが、自民党の税調なのでだいたいそのような線で行くだろうと考えられる。市の自主財源に係わる固定資産税について、原課ではどのような方向に進むと見ているか。

○資産税課長

昨日、自民党の税制調査会から地価公示価格の現在の負担水準に関し、改正したいという案が出ている。いわゆる負担水準の相当に高い土地、80%を超えている土地について税を下げるという趣旨の新聞報道されているので、小樽市においても何%かの下げ率が見られるかと思っている。

○高階委員

市民の税負担という面から見ると、負担が軽くなるということか。あるいはどこかで上がる部分があり全体としてどうなるのかなどの押さえ方を示せ。

○税務長

これからいろいろ計算していかなければならない要素も含んでおり、全く数字上の調整はしていないが、おそらく減るのではないと思う。

○高階委員

これまでもいろいろなことが決まってきたがそれらはすべて地方税法の中に謳われていたと思う。このようなやり方は今の地方分権の時代に果たして沿うやり方なのか非常に疑問に思う。地方分権と言いながらお金はくれず、自治体で持ちなさいというのは本当の意味で地方分権ということにはならないと思う。その一番大事な固定資産税が全て上から勝手に決められて、ただそれに従うというやり方は改めるべきではないのか。自治体としては自主課税権を本当に持つことで、地方分権が生きてくるのではないかと思うがどうか。

○税務長

税負担の公平という観点から言うと非常に深い問題だと思う。納税者の理解と信頼を得なければ、税の公平性は非常に難しいので、いろいろな意味での検討になるかと思う。

○高階委員

いつも固定資産税を論議するときに、地方税法にも謳われずに自治省が一編の通達でどうしろという形であった。公示価格の70%の評価額を受けてというのも地方税法に出ているものではないのに、無理矢理地方自治体は従わなければならない。バブルのときには一生懸命それを目安にして税金を上げてきたが、バブルがはじけ大変な矛盾が出てきたので、いろいろな手直しがされているが、今後地方分権に係わって、この議会でも沢山の法律や条例を論議しなければならないが、この財源の問題について市長はどうあるべきと考えるか。

○市長

今回の地方分権にからめて、権限はどんどん地方に降りてくるが、財源配分は不明確で全然決まっていない。従って、それらの税や財源の問題も国から地方自治体に降りてこなければやっていけないので、全国市長会を通じて財源配分の問題について要望しており、今後も機会を通じて進めていきたいと思う。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時20分

○渡部委員

◎新ガイドライン法案について

市長は代表質問で「平和な商業港としての発展を期すものであり、これまでのとおりの考え方を堅持していきたい」と答えられており、また、「57年核兵器廃絶平和都市宣言が決議され、平和事業を実施してきている」と述べている。これまで米軍艦の入港やインディペンデンスの入港の教訓に基づいて、商業港として発展を期す、あるいは港湾機能の影響の有無を基本の一つとして受け入れの可否を判断してきている、当初から支障を及ぼすことを予想される場合は今後も受け入れる考えはないなどについて、前市長からも確認している。従って、これらの面を含め堅持をしていきたいということで再確認をしたいがどうか。

○市長

米艦等の入港等の対応については、前市長と同じ考え方で進めていきたいと思う。

○渡部委員

昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言をし、平和事業もその後継続して行われているが、軍艦入港に関しては主体性がないように思う。表面は友好親善や補給的な要素だが、疑わしきものに対する措置等、主体性が確立されていないのではないか。市民の安全性、生命・財産を守るというのであれば、平和港湾宣言並びに非核小樽平和都市条例を制定し、位置付けを明確にしていくべきと思うがどうか。

○市長

もちろん市民の生命、財産を守ること等を基本にして従来も進めているが、条例等の関係については、本会議でもお答えしたとおりいろいろと準備を進めているので、特に今、条例や宣言について改めて制定する考えはない。

○渡部委員

今まで、電話連絡で相手方に照会してきている。インディペンデンス入港時の条件では今度は文書にて回答を受けることが確認されているが、残念ながら今年の春のJ Sマッケインのときには文書回答が得られないので、外務省の方から取り寄せたということもあった。今後はその確認に基づいて文書にて照会し、文書にて回答を得るということは守ってほしいと思うがどうか。

○総務部長

文書による照会、回答についてはこれまでどおりの対応をしたいと考えている。

○渡部委員

周辺事態法との係わりで、市長自身も平和な商港小樽を期するということから、全道や全国にも声出しをしながら、地方自治体として障害がないよう指導を含めて行っていると思うので、その点については期待をしたいと思う。ただ、周辺事態が起きて、国からの協力要請があった場合にも従前から確認してきた考え方を一つの基本原則としていくことを確認してよいのか。

○市長

過去の慣例、慣習を守るべきだとの話であれば、当然そのような対応をしていくことに変わりはない。

○渡部委員

我々は周辺事態法を含めて施行に反対であるという主張はこれまでも国にも求めてきており、行動という面でも今日まで取り組んできた。国から協力要請が仮にあった場合、情報収集は当然であるが、関係団体とも十分に協議をして合意形成の下に取り扱うべきと思うがどうか。

○市長

あくまでも小樽は商港としての発展を期していくという基本原則は守っていききたいと思っており、周辺事態が発生した場合も基本原則は守っていききたいと思っている。また港湾関係業界や関係団体との合意形成を図っていかな

ければならないと思っているので、いろいろと機会を見て団体との話し合いをしてみたいと思っている。
いろいろと機会を見て団体との話し合いをしてみたいと思っている。

○武井委員

◎ごみ処理場について

伍助沢ごみ処理場の終了、桃内新処理場の移行はいつか。

○(環境)管理課長

6月1日から引き継ぎの開始をし、順次、伍助沢から桃内処分場へごみ等の埋立処分を移し、7月1日から本格供用という形で考えている。

○武井委員

7月1日までの間に全ての機械や人を移し終わり、7月1日からは桃内で操業できる体制をとると考えてよいか。

○(環境)管理課長

そのとおりである。

○武井委員

ごみの破碎機について、これまでの答弁を聞いていると、果して7月1日までに桃内に設置できるのか。

○(環境)管理課長

今、現在使っている伍助沢の破碎機を桃内処分場に持っていくということではできないので、桃内処分場には破碎機を設置しない形で考えている。

○武井委員

人員の配置についてはどうか。

○(環境)管理課長

委託でやっていきたい。

○武井委員

6月から7月1日までの間は、伍助沢は無人とはならないのか。

○(環境)管理課長

無人にはならない。必要な人員については委託で配置されることになる。

○武井委員

桃内に破碎機は持っていかないとのことだが、先般、町内会に対する説明会を聞いた際に、この移行期間の間、直投をさせてほしいという説明があったと聞く。しかしながら破碎機もあるというのであれば直投をする必要はないと思うがどうか。

○(環境)管理課長

4月1日から伍助沢の埋立業務についても委託業務に変更していきたいと考えている。

今現在、直営で実施している職員については配置転換をしたいと考えており、その関係上、破碎機を運転できる職員がちょうど定年退職ということもあり、3カ月は直投をさせてほしいというお願いをした経過はある。

○武井委員

今は直投する気はないと理解してよいか。

○(環境)管理課長

一度役員会の方には説明会を開催しているが、役員会で再度環境部とも話し合いをしたいという申し出もあるので、今月中に再度協議したいと考えている。

○武井委員

天神焼却場の灰の処分はこの間どうなるのか。

○(環境)管理課長

現在の天神の焼却場の灰については伍助沢処分場で投入し処分をしているが、これは引き続き伍助沢処分場で処分をしたいと考えている。ダイオキシン3次規制の関係で、現焼却場の設備更新がままならないということもあり、平成14年3月一杯で、天神の焼却場を廃用予定しているので、焼却灰を処分するにしても、それまでだと考えている。

○武井委員

7月1日供用開始により完全に桃内に移るということではないと理解してよいのか。

○(環境)管理課長

焼却灰だけでなく、伍助沢処分場の污水处理に伴って発生する汚泥についても現在の処分場で処分をしていきたいと考えているので、7月以降桃内処分場が供用開始になった後も、焼却灰と汚泥については現処分場で処分をしていきたい。

○武井委員

今後一部移行した後町内会からもいろいろな問題が出されると思う。14年まで灰は今までどおり投げるというが、委託し、今までの経営形態とは違う形態になる。あるいは、破碎をしないで直投していくとなると町民との間にトラブルも出てくると思う。それらの点について不平や不安がないようにしてほしいがどうか。

○環境部長

全て地元と納得づくで、しかるべき対応をしていきたいと考えている。

○武井委員

◎塩化ビニール関係の処理について

農家のビニールハウス等の塩ビ関係の問題についてはどのように考えているか。

○経済部副参事

農家から排出される塩化ビニールは、主にハウスの用途に供しているものであるが、これらについては年1回集約し、再生工場の方で再生処理をしている。

○武井委員

以前に乾電池のときに提起したが、一定の量が溜ったらドラム缶の中に溜めておいたものを処分するということで、水銀の含まれたもの等をこのような処分をしてきた経過がある。塩化ビニールも、年に1～2度、溜ったものを三笠に持っていき、処分してもらっているとのことだが、例えば1kg当たりどのくらいの費用がかかっているのか。

○経済部副参事

キロ当たり20円の処理費用で、他に運搬費用がキロ当たり5円ということで、1kg当たり25円の費用がかかっている。小樽においては1万2,000kgぐらいの量であり、おおむね30万円程度かと思う。

○武井委員

新農業基本法等が11月から出てきているが、その中でもビニールハウスでの栽培の奨励も謳われている。小樽市は年間30万円ほどかかるそうだが、ずっと三笠の方に運ぶのか。自力でやるというような構想は持っているのか。

○(経)副参事

現在、道内で再生工場が1箇所しかなく、建設するとなると相当の費用がかかると思うので、当面は三笠の方へ送りたいということで考えている。

○武井委員

他の塩ビ関係の製品はどうする考えか。やはり三笠の方へ一緒に持っていく考えか。

○(環)品田主幹

農業用のビニールハウスの他に、電源の被覆材、塩ビパイプなどがあるかと思うが、現在塩ビ関係については燃やさないゴミとして出してもらっているということで、実際はリサイクル関係の流れの中にはいかないと思っている。

○武井委員

◎手宮公園の駐車場対策について

昨年JAから取得した土地3, 200㎡について、手宮運動公園に隣接しているので駐車場に使いたいとの希望を持っていると説明を受けた経緯がある。農協から買った土地の管理は経済部かと思うが、経済部と教育委員会は駐車場にするということで合意になっているのかどうか。また、車の台数としては、この広さから見て100台程度と思うがどうか。冬期間の管理はどうするのか。当然、道路も整備しなければならないと思うがどうか。この場所を雪捨て場等、住民に利用させる気はあるのか。いつ頃から供用開始をするつもりなのか。

○(経済)副参事

農協から取得した経緯があり、経済部で所管している。冬期間の管理は、特別なことは現在のところしていない。

○社会体育課長

以前答弁したのは、手宮陸上競技場が来年秋に完成すると大きな大会を誘致することもできるので、そのときに駐車スペースとしてその部分を確保できるのではないかとということで、関係部局とも調整したいということである。従って、今後も関係部と駐車スペースが確保できるかについて協議をしたいと思っている。駐車台数は100台程度かと思っている。冬期間の管理については、まだ、駐車場とは決まっていないので、今のところお答えすることはできない。現在、法面があり車が上っていけないので、そこを駐車場として使うことになれば、法面で出入りする所はつくらなければならないと思っている。

○武井委員

冬は住民に自由に使わせるのか。

○経済部長

当時、農協から購入する際にどう利用したらよいか検討したが、すぐ使う予定はないので、手宮陸上競技場に一番近いことから、大会等があるときに駐車場として利用してはどうかという方向で購入した。そのような中で、若干の整備をすれば駐車は可能であるので、法面の整備等を行い、冬期間については、現状でもある程度雪捨て等にも使っているように聞いているので、そのような対応でやっていきたいと思っている。

○武井委員

我党の議員が代表質問の中でも雪捨て場の問題などをいろいろと質問し、陸上での雪捨て場を講じなければならないというような答弁もあったので、これらも参考にして考え方をまとめてほしい。

○武井委員

◎朝里川温泉センター跡地の利用について

見通しは明るいような答弁も一時はあった、その後どうなったのか。

○観光課長

時間が相当経過している中で、これまでいくつか話があった。我々もその実現に向けて相当強い働きかけをしたところであるが、厳しい経済状況もあり実現には結びついていない状態である。今現在、温泉を利用した施設を行ってみたいという話があるが、今後に向けて具体的な方向性まで至っていない。ただ、この地域は特に道道が来年通年開通という好材料もあり、また、地元の方々の気運も相当高まっているという事情もあるので、意見なども聞きながら、今後とも引き続き強く働きかけていきたい。

○武井委員

市長の決意の程を示せ。

○市長

温泉センター跡地の問題はずっと引きずってる課題であり、一日も早くいい施設ができるよう、今後も鋭意努力をしていきたい。

るよう、今後も鋭意努力をしていきたい。

○高橋委員

◎高齢者等住居改良支援チームについて

高齢者等住居改良支援チームを平成12年度を目途に検討を進めているとのことであるが、これまでの経緯とチームの構成メンバー、平成12年度のいつから行うのか等について示せ。

○高齢福祉課長

高齢の方や障害を持った方が在宅で生活をしていく上で、介護する人や介護される人にとって住宅が利用しやすいように改善されるということは大切なことと考えている。改造の希望を持つ人も今後多くなると思うが、道においても平成10年度から高齢者、障害者住宅改善事業を始めており、住宅改善実務の研修会や住宅改善指導の受講者の派遣事業等を行っている。小樽市においても、このような動きに合わせ、保健、福祉、医療、建築の各分野の連携で住宅の改造に助言をしたり、改造の案を提示する、住宅改造支援チームを平成12年度中の早い時期に設置したいと考えている。チームの構成は現在検討中であるが、基本的には市の職員でと考えている。福祉部や建築都市部、保健所の職員、その他市民相談の窓口になります在宅介護支援センターの職員、場合によっては建築士会の専門家、また退院したばかりでこれから自宅で療養という方もあるかと思うので、そういう場合には退院した病院の理学療法士を付けるということで支援チームを編成したいと考えている。

○高橋委員

具体的に相談の窓口はどこになるのか。

○高齢福祉課長

事務局ということでは福祉部が担当するということにしている。高齢者では高齢福祉課、障害者だと社会福祉課が窓口になる。また市民の相談としては、今後は在宅介護支援センターの窓口を利用してもらうことが多くなるのではと考えている。

○高橋委員

チームに相談があった場合、実際に家に行って相談を受けるのか。

○高齢福祉課長

実際に相談があった場合、申込の取りまとめは高齢福祉課でやりたいと考えており、高齢福祉課から、相談のあった最寄りの在宅介護支援センターに調査を依頼する。これは現在も日常生活用具などの申込があったときは在宅介護支援センターから調査に行っているのもそれと同じ考え方である。在宅介護支援センターでは住宅改造の必要性があるのか、それとも介護保険の日常生活用具の制度、また、障害者の日常生活用具給付制度などで対応出来るのかどうかを対象者の状況と家の状況を見て、判断をするということで、チームを招集して相談した方が良いということになった場合には事務局の福祉部から必要に応じてチームを招集するということになるかと思う。その後、チームで対象者の家庭を訪問するなど現地調査をし、家族といろいろ打合せをしてどう改造したら便利になるかということ調査することになる。必要に応じて会議を招集して改造内容、範囲、方法、予算等を相談し、改造案を作成して、対象者、家族で訂正するということになるかと思う。

○高橋委員

今後、スタートに当たりPR活動を全市的にすべきと思うがどうか。

○高齢福祉課長

チームを設置することになれば、広報などを通じて利用のPRはしていきたい。

○高橋委員

◎学校トイレの改修について

学校の大規模改修をはじめとする教育環境の整備として、特に学校のトイレの問題について、生徒の意見を反映した計画を策定してほしいがどうか。

○(学教)施設課長

これまでも改修に当たり学校の意見を聞きながら整備を進めてきているところだが、児童・生徒の意向調査がどのような方法でできるのか、校長会と相談しながら検討していきたいと考えてる。

○高橋委員

全国的にもやっているの、それを参考にしながら進めてほしい。

◎LD(学習障害)について

教育長の答弁の中で道教委として来年4月から道内の小・中学校の学習障害について調査するとなっている。小樽市においても合わせて対応していくとなっているが、この調査はいつまでに終了し、どのような結果を出そうとしているのか。

○(学教)学務課長

今年の11月、道教委の中に検討委員会が設置され、指導のあり方等について検討に入っているところである。この検討委員会のスケジュールについて、まず実態調査の関係で、今年度中に実態把握の検討、作成、調査方法についての検討を行う。12年度4月に道内の小・中学校の実態調査を行う。それ以降、その結果に基づいて調査結果の分析、小・中学校に対する支援体制の検討、関係機関との連携に関する検討、指導内容の検討等の協議を進めながら最終的には平成13年2月下旬を目途にまとめを行いたいというスケジュールになっている。市教委としても、道教委の日程に合わせて作業を進めながら、併せて教職員や保護者に対しての理解、啓発に努めたいと考えている。

○高橋委員

LDとは知的障害ではないので、非常に判断は難しいと聞くが、LDの小・中学生が小樽市内にいるかどうかの確認はしているのか。

○(学教)学務課長

LDは一般的に障害といえない部分があり、文部省の研究会で出しているLDの定義だが、例えば学校の課目というと、全体の課目については平均的であるが、例えば国語の読む、書く、算数の計算するなど個別的な課題について上手に理解を出来ない。あるいは理解をしたことを伝えることができないというのを総称してLDと言っている訳である。現状でも就学指導委員会の中で、どのような学校で障害を持っている子どもが教育を受けることが適当かという議論をする場があり、この子はちょっとLDらしい要素があるというような議論は出るが、その認定基準等が今後の課題となっているので、現在、LDという形で子供がいるかということではお答えできない。

○教育長

LD児の存在については十数年ほど前から外国等で言われ、我が国でも研究しなければならないということで、文部省が検討会議を設置し、ようやく道教委の中の動きが出てきた。平成14年から実施される学習指導要領の総則の2の(6)の中に、障害のある子供に対する対応が書かれており、特殊学級の子供や通級している子供等について学校で協力しあいながら、その児童・生徒の適切な教育に当たる等、新たに今までの学習指導要領になかった文言が付け加えられるようになる。また、関連して評価の考え方を変えるということになり、現在、高校進学のためには絶対評価として、例えば200人の子供がいれば、ある教科で5にあたるのが何%という評価の方法が採られていたり、あるいは教科によっては絶対評価として、ある一定の理解度までをもって判定するという判断が採ら

れていたが、今度は新たに到達度評価という考え方が出てきて、その子供が自分の学習の段階でどれだけ上がったかということで、全体と比較するのではなく、個人の努力の程度を評価したいとなってきたので、それらが行われてくると、今まで定義されていなかったLD児の学習環境への配慮が高まるものと考えている。

○高橋委員

今後、大事な内容になっていくと思うので、引き続き研修、検討をお願いしたい。

○高橋委員

◎不登校について

不登校対策連絡協議会を開催しているとのことであったが、構成メンバーと実施時期、開催回数を示せ。

○指導室長

平成2年度から行われており、当初は中学生が不登校が多かった関係上、中学校を対象に行っていた。現在は小学校の先生にも参加を願い、年1回開催している。参加対象は、各中学校の校長先生、学級担任、生徒指導担当、小学校の不登校を抱える先生、青少年女性室の家庭指導相談員、適応指導教室の専任指導員、市内の精神科医のメンバーである。

○高橋委員

その構成メンバーの中に、なぜ保護者が入っていないのか。

○指導室長

当初不登校が年々増え続けることなどがあり、まず各学校の先生方に実践例を通して指導力を付けてもらう。あるいはその不登校に対する対応等について、研修を深めてもらおうということから始まったと聞いている。

○高橋委員

実践研究を行っているというが、現場の先生にどのような形で反映をされているのか。

○指導室長

平成2年度から毎年実施してきているが、当初は不登校生徒について各学校はどのように対応してきているかということで情報交換等が行われていたが、昨年度から特に学校復帰をした事例や難しい事例などに絞って実践発表してもらっている。それを各学校の校内研修等で活用し、各学校でより一層きめ細かに取り組んでもらっているところである。

○教育長

先程、父母の参加がなぜ協議会でないのかということだが、その協議会では精神科医や心理療法士、学校の先生等が、名前は示さないものの小樽市内のある小学校でという形で事例研究を行うため、父母が入っていると困るケースもあるので、理解いただきたい。

○高橋委員

今年度から臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置してカウンセリングしているとのことだが、臨床心理士とはどんな資格か。

○指導室長

心理学、教育学などを専攻する修士課程の大学を卒業し、一定の期間、臨床心理を経て試験に合格した人ということである。

○高橋委員

小樽に何名くらいいるのか。教育委員会ではどこに何名いるのか。

○指導室長

教育委員会では現在、教育研究所に配置をしており、各学校からの要望等に応じているところである。臨床心理士については小樽市内については大変資格が厳しいということもあり、我々もいろいろ手をつくしたが、探すのが

大変であり、現在、承知しているところでは市立第二病院あるいは開業医等に臨床心理士の有資格者がいるとのことである。

○高橋委員

適応指導教室専任指導員はどのような資格を持った方がやっていて、何名いるのか。

○指導室主幹

現在、2名配置をしている。資格については退職した校長先生で、教育相談に造詣が深い方をお願いしている。

○高橋委員

生徒数と適応指導の内容を示せ。

○指導室主幹

今年度の通級生徒数は、現時点で中学生14名である。指導内容については、生徒の相談に応じたり、あるいは個別の学習指導をしたり、更に適応指導として例えば軽スポーツを楽しむ、七宝焼など焼物の体験学習あるいは学童農園などに向けて体験的な学習を深めるといような指導を行っている。

○高橋委員

不登校に対しての行政側の窓口は何ヵ所あるのか。

○指導室長

我々は教育相談の窓口という形で、不登校等の窓口で対応しているが、教育委員会においては教育研究所、適応指導教室、指導室、スクールカウンセラーなどが窓口になっている。また、その他の公的機関として、市民部の青少年女性室、保健所保健課、市立第二病院等が相談窓口になっている。

○高橋委員

平成11年度について、不登校の子供たちに対してどのような対応をしているのか。

○指導室長

学校においては各学級担任、校長先生等が中心となって、1人1人の対応に努めているが、文部省の調査結果によっても学校における対応については家庭訪問、電話での呼びかけ、子供たちが家庭訪問するなどの点が効果のある事例とのことであり、地道ではあるが、1人1人に応じた対応がなされていると聞いている。また、教育委員会としても適応指導教室を平成6年度から開設しており、今年度4月からカウンセラーの配置、あるいは教師の子供とのふれあいなど、指導力をつけてもらうための教育相談等に知識を有する方に来ていただき、教育講演会を催しながら相談等についての力をつけるようなこともしている聞いている。

○高橋委員

不登校に対して、ボランティア団体との意見交換の場を検討してほしいがどうか。

○指導室長

市内にも不登校に関する民間の団体等があると聞いており、我々も何度か話し合いを行っている。また、相談窓口も開設しており、今後、それらの連携等も考えていかねばならない。

○高橋委員

不登校の問題はかなり前から発生しているが、その当事者である親、保護者との意見交換の場づくりがなかったと思うが、どう認識しているか。

○指導室長

我々も各学校と密接に連携をしながらこの問題に取り組んできており、各学校も1人でも子供が不登校になるということになると、大変学級担任の先生方を中心として悩んでおり、保護者と連携を取りながらやってきておりますけれども、難しい問題等もあり、進展がうまくいかないという例がある。今後我々もより一層充実したものに研究を重ねていきたいということである。

○教育長

非常にいろいろなケースがあり、対応が難しいが、小樽市内でも本当に大勢の子供たちが不登校に苦しんでいる。その中の10数名が中学生で適応指導教室に通っているということだが、適応指導教室は学校の延長ではないので、授業を受けたということにはならない。校長がその教室に行っているいろいろと相談して、「できたらまた学校に戻ってくれるといいね」ということで送り出す訳だが、校長が認めると学校に登校したのと同じように扱われるので、卒業や進級に係わるといったような事例はない。ただ、家にとじこもりがちな子が適応指導教室に多いが、これは文部省が「学校教育施行令」に規定される「保護者が1週間以上子供登校させない場合」には、登校するように促しなさい、文書をもって催促しなさいということもあるが、4、5年前に文部次官の通知の中で、学校がそういう子供に対して登校を強く促してはいけなく、子供が自発的に回復して学校に来るようになったら受け入れるように、ということになり、それからそのような子供たちが非常に多くなったということも言われるのではないかと思う。しかし、子供たちが家庭の中でいろいろと相談受けながら自力で回復するということが非常に大事なことであり、また、不登校の子供を受け入れる塾のようないろいろな組織があるので、文部省はそれを登校、学習していると認める方向でだんだん変わってきているので、不登校対策ももう少し違った展開を示すのではないかと考えている。また、小樽市のような適応指導教室はまだ34の都市の中でまだ5つくらいの都市でやっているくらいで、そのことについての理解もまだ足りないということもあり、教職員の理解はもちろん父母の理解についても努力をしなくてはならない。子供の苦しみや父母の苦しみは大変なものだろうと考えており、少しづつだが努力を重ねて参りたい。

○高橋委員

不登校の親子から話を聞いたことがあるが、小樽の教育は非常に閉鎖的で、話を聞いてもらえない、理解をしてもらえないと非常に強く言っているがどう考えるか。

○指導室長

我々も校長会議等で保護者の願い一つ一つに丁寧に応えるよう指導しており、また、特に教師の実践的指導力の向上ということも重要なので、教育講演会や先進的な地域の視察なども含めながら現在努力しているので、今後とも努力を重ねていきたいと考えている。

○教育長

不登校の窓口の話があったが、市内でも8ヶ所くらいある。まず学校で相談するというのが一般的だと思うが、その事例やいろいろな形によっては保健所へ直に行く、あるいは病院に相談する、教育委員会に直に来るなどさまざまなルートがあるので、どこで相談してもいいという対応の仕方も含めて努力したい。

○高橋委員

子供たちだけの問題ではなくっており、子を持った親の方が、もっと深刻な状態に陥っていることも非常に多いということを認識してほしい。教育側と保護者側が対立するのではなく、良い意味で前進できるような関係を是非つくってほしいと思う。

○委員長

質疑終結。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時50分

○委員長

これより討論に入る。

○高階委員

議案第1号、第5号、第14号ないし第26号、第28号及び第29号について、一括反対の討論をする。議案

第1号一般会計補正予算は、平磯線の関係である。多大な無駄使い、事実上のマイカル道路の見直しは結構であるが、中味を見るとマイカル道路の見直し前の予算が一部残っている。その上、現時点で見直すとはいえ、その事業費が全くどうなるのかは分からず、判断のしようがない。見直しても、100億円以上ということになれば、これはとんでもないことである。議案第5号は駅前の中央通再開発の関連だが、この事業については我が党は当初から反対してきたものである。次は、職員給与費の関連では人勧について職員団体との合意というのは当然前提であるが、どの自治体もよって立つ基盤というはまちまちである。これを右ならえということでは地公法第24条が大変細かく謳っている点に照らしても、大変乱暴で一方的な考え方だと思う。中味としては、期末手当が0.3ヶ月分という大変な額が減らされる。多少人勧でアップした訳だが、これも消し飛んでしまうような額である。平均のところでは、9万から10万円ぐらいの削減、市全体では2億6千万円である。寒冷地手当のときも、大問題になったが、これをはるかに上回る額である。委員会の論議でも、市職員だけでなく、国公や道職員等、公務員関係を合わせると優に8億6千万円からの大きな額になる。市職員の関係で地域経済にも大きな打撃になって、景気の回復にも痛手になる。国の失敗とそれに追従してきた市政のしわ寄せを市民や職員に回すということは許されない。議案第24号について、特別職の関係である。痛みを分かち合う、身から出たサビだという言い方もできないことはないだろうが、無理に理事者の肩を持つ訳ではないが既に市長を先頭にして特別職は給与削減ということで、大変な協力を市財政にはしている訳である。我々議員も、我が党は反対だが、かなり早くから法定数を削減してきた。このようなこそくなやり方で財政難に対処するのではなく、国も市も無駄な大型の公共事業を抜本的に見直すことを最優先にすべきだと思う。

○委員長

討論を終結し、採決する。

採決の結果、議案第1号、第5号、第14号ないし第26号第28号、第29号については賛成多数により可決、その他の案件については全会一致により可決と決定。

閉会宣告。